

財政援助団体等監査結果報告

〔(公財)神戸市スポーツ協会・(公財)神戸YMCA・(株)アシックス共同企画〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

(公財)神戸市スポーツ協会・(公財)神戸YMCA・(株)アシックス共同企画(以下「指定管理者」という。)における神戸市(以下「本市」という。)からの公の施設の指定管理(北須磨文化センター)に係る出納及びその他の事務で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 北須磨文化センター

北須磨文化センターは、市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資することを目的に設置されている。

所在地 神戸市須磨区中落合 3 丁目 1-2

建 物 鉄骨造鉄筋コンクリート造・鉄骨造地下 1 階地上 4 階建て 延床面積 7,631 m²

開 設 昭和 57 年 7 月

施設内容

- ①文化施設：特別会議室，大会議室，中会議室，小会議室（5 室），和室（3 室），料理室，音楽室，美術室，陶芸室，工芸室
- ②体育施設：体育館，柔剣道室，トレーニング室，プール
- ③図書室：図書室

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者

(公財)神戸市スポーツ協会・(公財)神戸YMCA・(株)アシックス共同企画

代表者 (公財)神戸市スポーツ協会

(その他の構成員) (公財)神戸YMCA，(株)アシックス

② 選定理由

北須磨文化センターは、平成 28 年度の包括外部監査で、区民センターとの類似性から、管理運営のノウハウ共有など関係局との情報共有体制の構築や一体公募の検討について意見が出され、関係局とともに今後の管理運営のあり方を検討する必要があることから、「公の施設の指定管理者制度運用指針」における公募の例外事由「施設のあり方の検討，施設の廃止及び大規模改修の予定により，現在の指定管理者を継続して指定する（上限 2 年まで）場合」に該当し、公募外で選定している。

(3) 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、北須磨文化センターの利用及びその制限に関する業務，維持管理業務，使用料の徴収等であり，主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数	143,882人	154,380人	△ 10,498人	△ 6.8

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円 比率：%)

指 定 管 理 料	平 成 30 年 度	平 成 29 年 度	対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	136,120	134,174	1,946	1.5

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成30年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AA(運営内容が目標や計画、過去実績等をやや上回っている)となっており、その所見は「継続的に幅広い来館者の獲得に努めた結果、目標収入額を達成できたことは評価できる」等となっている。

5 監 査 の 結 果

北須磨文化センターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 売上違算の発生を減らしていく取り組みを行うべきもの

北須磨文化センターにおける拾得現金について確認したところ、以下のような取扱いであった。

- ・ 更衣室等のリターン式コインロッカーの返却現金の取り忘れ、自動販売機の釣銭の取り忘れ、その他施設内で拾得された(財布等に入っていない状態の)現金については、「出納簿」に記載の上、事務室内の金庫にて保管。

- ・ 金庫内で保管している拾得現金を、施設使用料金収受用レジの現金不足の際に充当している事例があった。また、不足と余剰を「出納簿」に記載し、その結果、当該過不足が発生した日の日報上は違算金が発生した事実が記録されていなかった。
- ・ また、購入代金の後納に応じていない店舗での消耗品の購入等に充てている事例があった。

(出納簿抜粋)

年月日	入金	出金	摘要
29. 2. 27		540	老眼鏡購入
29. 3. 30	1, 000		レジ余剰金
29. 4. 2		1, 000	3/29 分の多く頂いた分の返金
29. 4. 20		1, 080	マスクレードバスケット購入
30. 4. 3		7, 000	レジ不足金充当
30. 4. 3		3, 000	レジ不足金充当
30. 4. 6	1, 000		レジ過分
30. 5. 3		100	トラブル資金へ補充
30. 5. 16		1, 000	レジ不足金充当
30. 5. 18	1, 000		手さげ金庫過剰金
30. 6. 5		900	残高合わせ
30. 7. 11	4, 500		レジ過剰金
30. 7. 31		250	レジ不足金充当
30. 8. 19		500	レジ不足充当
30. 8. 23	500		8/19 分戻入
30. 8. 26		50	プール券売機不足金充当
30. 8. 28	50		プール券売機より回収戻入
30. 9. 29	3, 000		レジ過剰金
30. 10. 21		400	レジ不足金
31. 1. 19		1, 000	レジつり銭不足金に充当
31. 1. 31		850	パソコン修理部品購入代金
31. 2. 6		6, 755	液晶モニター代金〇〇さんへ渡す
31. 3. 23		400	レジつり銭不足金充当
31. 3. 27.	100		レジ余剰金
31. 4. 12		100	レジ不足金補充
31. 4. 12	100		上記戻入れ
元. 7. 24		90	レジつり銭不足充当
元. 7. 26		100	レジつり銭不足充当
元. 8. 4		1, 000	レジつり銭不足充当

遺失物法第 13 条①は「施設占有者は速やかに物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。」となっている。

指定管理者は売上違算が発生した場合、「有料公園施設使用料徴収業務仕様書」による処理をするとともに、経過、原因を調査し、しかるべき報告をし、再発防止策の検討、具体化とその実施というプロセスを繰り返すことにより、その発生を減らしていくように努めるべきである。

有料公園施設使用料徴収業務仕様書（抜粋）

第9条 乙は、徴収した料金に過剰が生じたときは、その旨を歳入徴収簿に記載し、当該過剰金を収入金とともに納付しなければならない。

第10条 乙は、徴収した料金に不足が生じたときは、当該不足金を補填して納入し、その旨を歳入徴収簿に記載しなければならない。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。